

輸入数量に基づく特別緊急関税の令和3年度における輸入基準数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第1項の規定に基づき、令和3年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	輸入基準数量	協定対象外輸入基準数量
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン
2	飲用乳	114 トン	71 トン
3	クリーム	38 トン	24 トン
4	粉乳類	52,961 トン	33,644 トン
5	無糖れん乳	1,763 トン	1,142 トン
6	加糖れん乳	202 トン	68 トン
7	ヨーグルト	17 トン	11 トン
8	バターミルク	192 トン	12 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	58,411 トン	47,985 トン
10	その他の乳製品	13,373 トン	8,803 トン
11	バター	24,439 トン	16,786 トン
12	豆類	89,846 トン	45,461 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,731,704 トン	5,117,080 トン
14	大麦及びその加工品・調製品	1,329,308 トン	222,196 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	730,259 トン	704,615 トン
15	コーンスターチ	2,943 トン	2,351 トン
16	ばれいしょでん粉	12,460 トン	6,177 トン
17	マニオカでん粉	163,795 トン	162,600 トン
18	サゴでん粉	21,286 トン	21,286 トン
19	その他のでん粉	1,694 トン	1,220 トン
20	イヌリン	2,130 トン	55 トン
21	落花生	36,714 トン	23,109 トン
22	こんにやく芋	231 トン	223 トン
23	ミルク調製品	10,417 トン	4,348 トン
24	でん粉調製品	241 トン	238 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,700 トン	2,070 トン

27	調製食用脂	19,978 トン	1,810 トン
28	繭	6.5 トン	6.5 トン
29	生糸	309 トン	308 トン

【備考】

- ・ 項番号は、関税暫定措置法別表第 1 の 6 の項番号。
- ・ 各協定対象外輸入基準数量は、各項ごとに合計した全世界からの輸入数量から、当該各項の経済連携協定原産品及び締約国産物品に係る輸入数量を控除した数量を基に算出。